



行 役 場
所 村 東 高
株 印 刷 東
式 株 印 東
会 社 刷 洋
北

農薬の危害防止運動について

経 済 土 木 課

病害虫防除面積の増加に伴い使用する農薬の種類、数量も多くなり、それに伴い農薬による事故発生も多くなる懸念があります。なかでも人畜に有害な有機燐製剤(ホリドール、パラチオンなど)の事故は依然として目立っており、特定毒物の使用に關しては指導員のもとで充分に注意するようお願いします。

記

農薬危害防止運動実施期間

六月十日～七月九日までの一月間

農薬による中毒の主な原因及び注意事項

◎中毒の主な原因

- 1、散布作業中、散布者本人の不注意によるものが最も多く、散布途中で喫煙したり、農薬の付着した手を洗わずに食事した人等である。
- 2、不健康状態の人が散布に従事して中毒した人が多い。これは病後の人、妊婦、睡眠不足の人、生理等の人等である。
- 3、次に本人の服装が悪かったた

め中毒をおこしている。

これは素手、素足及びマスクをせずに散布した人達である。

4、その他農薬に対する知識が中途半端で、その取扱いを粗雑にしたり炎天下長時間散布作業に従事したりした人達である。

5、実地指導員の指導のもとに散布せず、勝手に散布する人達である。

◎注意事項

1、まず、農薬散布にあたっては、必ずゴム手袋、マスクなどをして、服装を整え、その取扱いは慎重に行ない、不健康な人は散布作業に従事しないこと。

2、散布作業はできるだけ朝夕の涼しい時を選び二～三時間で交替すること。

3、作業後は手足はもちろん全身を石けんでよく洗い、衣服は毎日取り替えること。

4、作業後、酒を飲んだり、夜ふかしをしないこと。

5、めまいがしたり、頭痛がしたり、気分が少しでも変になったら医師の診断を受けること。

その他、指導員の指導をよく守って実施して下さい。

計量器の定期検査実施について

経 済 土 木 課

計量器(はかりなど)の定期検査については、計量法第一三九条により、町村にあっては三年に一回定期検査をうけなければならぬことになっております。ところがその検査をうける年に検査をうけなければならぬ計量器は、

「取引、または証明に使用している長さ計、はかり、体積計」となっております。

有償であると、無償であるを問わず物または役務の給付を目的とする業務上の行為。

証明とは 公にまたは業務上他人に一定の事実が事実である旨を表明すること。

となっております。

一般農家の台ばかりについては、強制検査はありませんが、必要となつております。

六月十五日より一カ月間実施される農薬の危害防止運動の実施に伴い、今般厚生省、農林省及び県などの主催のもとで、農薬の共同防除に関する危害の防止についての体験論文の募集を左記要綱により行なうことになりましたので、皆様方より多数応募作品が集まるよう御協力願います。

「募集要綱」

昭和四十年年度の農薬危害防止運動

「農薬による危害防止に関する体験論文の募集について」

体験論文の募集について

動は、全国一斉に六月十五日から一カ月間実施されるがこの運動を一層効果あらしめるため、農薬の共同防除に関する危害の防止についての体験論文を一般から募集する。

主催 厚生省薬務局、農林省農政局、各都道府県、協賛 農薬工業会、化学工業日報社

一、募集期間 五月十五日～六月

四ツ合地区 六月二十一日 午前九時より四時まで

場所 高方農業倉庫

大原地区 六月二十二日 午前九時より四時まで

場所 茨鹿農業倉庫

天気予報

昭和四十年五月二十日 新潟地方気象台発表

全般概況 今年の春は北方の寒気が平年より日本側に片寄りやすかったため低温がつづきました。が、今後六～八月にかけても上空の寒気の南偏によって天候が不安定となり雨が降りやすくなったり、気温が低めとなる期間がある見込みです。また、つゆ明けはおくれましよう。

六月概況月の前半はつゆは不活発

三十日(六月三十日消印有効)

二、応募方法 四〇〇字語原稿用紙十枚以内とし、住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、新潟市一番堀通新潟県庁分館衛生部薬事衛生課宛郵送のこと。応募する場合は一人一編とすること。

三、審査方法 農林省、衛生部と第二次審査をし厚生省、農林省関係者で第二次審査を決定する。

四、表彰 一等一名 五万円 佳作二名 各一万円

五、応募作品は返戻しない。

経済土木課

印 紙 税 の 手 引 き

税 務 課

お金の借用証や受取書などをつくった場合には、収入印紙をはって、消印するのが常識となっています。しかし、実際には、どんな証書にいくら収入印紙をはるかについて、まよわれる方もかなりあるのではないかと、思います。そこで、収入印紙をはらなければならない証書や帳簿と、その注意点を説明しましょう。なお、証書などに必要な収入印紙の金額については、下面の一覧表をご覧ください。

印 紙 税 額 一 覧 表

証 書 や 帳 簿 の 種 類		収 入 印 紙 の 金 額		
1	不動産売買契約書、不動産交換証書、売渡証書〔不動産等の所有権移転に関する証書〕	記載金高 3千円未満のもの	非課税	
	〃	3千円以上～3万円以下	20円	
	〃	3万円超～10万円以下	60円	
	〃	10万円超～50万円以下	200円	
	〃	50万円超～100万円以下	300円	
	〃	100万円超～300万円以下	1千円	
	〃	300万円超～1千万円以下	2千円	
1	金銭借用証、金銭消費貸借契約証書、住宅資金等借受証〔消費貸借に関する証書〕	〃	1千円	
	〃	500万円超～1千万円以下	2千円	
	〃	1千万円超～1千万円以下	5千円	
	〃	5千万円超のもの	1万円	
請負工事契約書、注文請書、広告契約書〔請負に関する証書〕	〃	金高が記載してないもの	20円	
運送請負契約書、運送基本契約書〔運送に関する証書〕	〃			
傭船契約書	〃			
2	百貨店等の商品券、贈答用物品等の預り券、商品等の買上クーポン券、パーティ券〔物品切手〕	記載金高 50円未満のもの	非課税	
		〃	50円以上～100円以下	6円
		〃	100円をこえるものは	
		〃	100円またはその端数ごとに	6円
金高が記載してないもの		6円		
3	委 任 状		5円	
4	約束手形 為替手形	記載金高 5万円未満のもの	非課税	
		〃	5万円以上～10万円以下	10円
		〃	10万円超～30万円以下	30円
		〃	30万円超～50万円以下	50円
		〃	50万円超～100万円以下	100円
		〃	100万円超～500万円以下	200円
		〃	500万円超～1千万円以下	400円
〃	1千万円超のもの	1千円		
上記のうち、①一覧払のもの②金融機関相互間のもの③外国通貨で金高を表示したもの④自由円表示のもの	記載金高 5万円未満のもの	非課税		
〃	5万円以上のもの	10円		
5	預金証書、貯金証書、出資証券、船荷証券、運送貨物引換証、倉庫証券、保険証券、株券、債券、相互保険会社の発する基金証券、株式申込証、社債申込証、定款または組合契約書、地上権・永小作権・地役権・使用貸借・質貸借・雇傭・寄託・定期金・信託行為・無尽・権利の変更・追認・承認・質権・抵当権に関する証書	記載金高に關係なく	10円	
6	金銭受取書、物品受取書、レジスターのお買上票、記帳案内書〔受取書〕	記載金高 3千円未満のもの	非課税	
		〃	3千円以上のもの	10円
		〃	金高が記載してないもの 営業に關しないもの	非課税
7	その他の証書〔1～6以外の証書…31号証書〕 物品売買契約書、物品売買注文請書、有価証券売買契約書〔物品・有価証券の売買契約書〕	記載金高 3千円未満のもの	非課税	
		〃	3千円以上のもの	10円
		〃	金高が記載してないもの	非課税
		〃		
7	特約店・代理店契約書、月賦購入券、役員就任承諾書、身元保証書〔その他の31号証書〕	記載金高 3千円未満のもの	非課税	
		〃	3千円以上のもの	10円
〃	〃	金高の記載してないもの	10円	
8	預金通帳、貯金通帳、積金通帳、相互銀行または無尽会社の発する掛金通帳、勤務先預金通帳	1冊1年以内の付込に対して	10円	
9	買物通帳、家賃通帳、受取通帳〔上記以外の通帳〕	1冊1年以内の付込に対して	20円	
10	判 取 帳	1冊1年以内の付込に対して	200円	

毎月5日、15日、25日は「税の相談日」です。お気軽に税務署へお出かけください。